

平成29年度女性が輝き活躍するコンパクトシティ創生事業委託に係る 公募型プロポーザル実施要領<改訂版>

1 目的

この実施要領は、「平成29年度女性が輝き活躍するコンパクトシティ創生事業委託」の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

平成29年度女性が輝き活躍するコンパクトシティ創生事業委託

(2) 業務内容

別添「平成29年度女性輝き活躍するコンパクトシティ創生事業委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から平成30年3月26日（月）

(4) 契約上限額

金13,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 事務担当

〒258-8585

神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地

松田町役場政策推進課定住少子化担当室内

TEL：0465-84-5541（直通） FAX：0465-83-1229

E-mail:teiju@town.matsuda.kanagawa.jp

3 プロポーザル応募資格

本業務に応募しようとする者は、次の要件を満たす法人又は複数の法人で構成する連合体（以下、「連合体」という。）とする。

- (1) 連合体により応募しようとする者は、参加及び本事業に必要な諸手続き等を一貫して担当する法人（以下、「代表者」という。）をあらかじめ定めること。また、連合体の構成員の役割分担を明確にすること。
- (2) 過去5年間において、同種業務実績である、公共施設に係る基本計画・基本構想、建築設計若しくは管理・運営計画又は起業促進に向けた人材育成のいずれかを有する管理技術者の配置が可能なこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定のほか、次の要件に該当しない者（応募者が連合体の場合は、その構成員の全てが該当しないこと）

- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立て
- (4) 次に掲げる国税、県税及び市町村税を滞納していない者（連合体の場合は、その構成員の全てが該当しないこと）
- ア 国税：法人税、消費税及び地方消費税
 - イ 都道府県税：法人都道府県民税、法人事業税
 - ウ 市町村税：条例に規定する市町村税
- (5) 公募の日から契約締結日までの間いずれの日においても、営業停止処分又は松田町指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者（連合体の場合は、その構成員の全てが該当しないこと）
- (6) 次の要件に該当しない者（連合体の場合は、その構成員の全てが該当しないこと）
- ア 役員等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、若しくは、関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

4 スケジュール

- | | |
|-----------------|------------------------|
| (1) 公告日 | 平成29年7月21日（金） |
| (2) 応募登録受付期間 | 平成29年7月21日（金）～8月 3日（木） |
| (3) 質問受付期間 | 平成29年7月21日（金）～8月 3日（木） |
| (4) 質問回答日 | 平成29年8月 9日（水） |
| (5) 企画提案書提出日 | 平成29年8月23日（水） |
| (6) 審査 | 平成29年8月29日（火）（予定） |
| (7) 最優秀企画提案者の決定 | 平成29年8月30日（水）（予定） |
| (8) 業務委託契約締結 | 平成29年9月 8日（金）（予定） |

※日程については、本町の都合により変更する場合があります。

5 資料の交付

本プロポーザルに係る資料を次のとおり交付する。

(1) 交付資料

- ・平成29年度女性が輝き活躍するコンパクトシティ創生事業委託に係る公募型プロポーザル実施要領
- ・平成29年度女性が輝き活躍するコンパクトシティ創生事業委託に係る公募型プロポーザル別記様式
- ・平成29年度女性が輝き活躍するコンパクトシティ創生事業委託仕様書
- ・平成29年度女性が輝き活躍するコンパクトシティ創生事業審査基準
- ・(別紙) 企画提案書等の作成に係る留意事項
- ・参考資料1 (女性が輝き活躍するコンパクトシティ創生事業に係る地域再生計画)
- ・参考資料2 (事業全体スケジュール (案))
- ・参考資料3 (旧松田土木事務所位置図及び配置図)

(2) 交付方法

松田町公式ホームページ内に掲載する。次のURLからダウンロードすること。

《URL》<https://town.matsuda.kanagawa.jp/soshiki/2/josei-propo.html>

6 応募登録

本業務に応募を希望する者は、次により事前に登録するものとする。

- (1) 提出様式 応募登録申込書 (様式1)
- (2) 登録期間 平成29年7月21日 (金) から8月3日 (木) の午後4時まで
- (3) 提出方法 電子メール (やむを得ない場合は、FAX も可とする。ただし、電話により着信確認をすること。)
電子メール件名「平成29年度女性が輝き活躍するコンパクトシティ創生事業委託応募登録申込」
- (4) 提出先 松田町役場政策推進課定住少子化担当室
E-mail: teiju@town.matsuda.kanagawa.jp
TEL:0465-84-5541 FAX:0465-83-1229

(5) 応募参加番号の通知

応募登録申込書を提出した者に対して、後記8に示す提出書類等の提出に必要となる応募参加番号を電子メールにて通知する。

7 質疑応答

本業務に関する質疑は、次の方法で行うこととし、原則として個別対応は行わないものとする。

- (1) 提出様式 質問書 (様式2)
- (2) 受付期間 平成29年7月21日 (金) から8月3日 (木) の午後4時まで
- (3) 提出方法 電子メール (やむを得ない場合は、FAX も可とする。ただし、電話に

より着信確認をすること。)

電子メール件名「平成29年度女性が輝き活躍するコンパクトシティ創生事業委託に関する質問」

- (4) 提出先 松田町役場政策推進課定住少子化担当室
E-mail: teiju@town.matsuda.kanagawa.jp
TEL: 0465-84-5541 FAX: 0465-83-1229
- (5) 回答 提出された質問への回答は、平成29年8月9日(水)に全質問に対する回答を一括して、松田町公式ホームページ内に掲載する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限及び提出方法

- ア 提出期限 平成29年8月23日(水)の午後4時まで
イ 提出方法 持参
ウ 提出先 松田町役場政策推進課定住少子化担当室
〒258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地

(2) 提出書類 ※別紙「企画提案書等の作成に係る留意事項」参照

- ア 企画提案書提出届(様式3)
イ 会社概要(様式4-1) ※連合体の場合は、代表企業の概要
ウ 構成員調書(様式4-2) ※連合体による応募の場合のみ
エ 同種業務実績調書(公共施設に係る基本計画・基本構想、建築設計若しくは管理・運営計画又は起業促進に向けた人材育成)(様式5-1、5-2)
オ 業務の実施体制(様式6)
カ 配置予定技術者経歴書(様式7)
キ 企画提案書(表紙)(様式8)
ク 企画提案書(様式任意)
ケ 平成29年度業務スケジュール(様式8-9)
コ 事業全体スケジュール(様式9-10)
クサ 見積書(様式任意)

仕様書に基づき、本業務に係る見積書(税込・押印)を提出すること。

クシ 誓約書(様式10-11)

クス その他添付資料 ※参加者が連合体の場合は、すべての構成員が提出

(ア) 納税証明書(消費税・地方消費税及び市町村税・都道府県税の納付状況がわかるもの。発行から3ヶ月以内のもの)の写し

(3) 提出部数

企画提案に係る提出書類は10部とする。

(4) その他

- ア 企画提案にあたっては、本実施要領及び仕様書を熟読し、それらを遵守すること。
- イ 1応募者につき1提案のみとする。
- ウ 提案者については匿名として審査を行うため、提案書のうち~~指定する~~様式3～11については、様式の所定の欄に、前記6（5）に示す応募参加番号を記載し、**様式8、9、10及び企画提案書については**、応募参加グループ名、企業名、住所、企業を特定できるロゴ、マーク又は社章等は記載しないこと。
- エ 受領した提出物は返却しないものとする。また、書類等の変更、差し替え、追加提出は原則、認めないものとする。
- オ 本企画提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- カ 本要領に示す記載内容に従わない企画提案、参加資格要件を満たさない者が提出した企画提案、定められた日時及び場所に提出されなかった企画提案、又は、虚偽の記載をした企画提案はいずれも無効とする。

9 審査方法等

(1) 審査委員会

- ア 企画提案書等の審査は、松田町が設置する審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が行う。
- イ 審査委員会の委員は、審査委員会設置要綱に基づき、松田町職員（幹部職員）で構成する。

(2) 資格審査

企画提案書等を提出した応募者（以下、「提案者」という。）について、事務局において応募資格に関する要件について審査を行う。要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

資格審査の後、提案者からのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

なお、提案者が多数の場合は、提出された書類により事前審査を行い、プレゼンテーション及びヒアリングに参加する提案者を選定することがある。

また、プレゼンテーション及びヒアリングに応じない場合には、辞退したものとみなす。

- ア 実施日時 平成29年8月29日（火）（予定）
- イ 実施場所 松田町役場 3階 防災対策室
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地
- ウ 実施時間 1提案者30分（予定）※プレゼンテーション20分、ヒアリング10分
- エ 出席者 1提案者につき3名までとし、管理技術者及び担当技術者となる予定者は原則出席すること。なお、連合体により1提案する場合については、各法人2名までの出席も可能とする。

- オ その他
- ①プレゼンテーション及びヒアリングは、提出した企画提案書等に基づき行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン等による説明は許可する。
 - ②パソコン、プロジェクター、スクリーンは事務局で準備するが、使用する場合は、事前に届け出ること。
 - ③プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、企画提案書等の受付順とし、個別に行い、非公開とする。
 - ④プレゼンテーション及びヒアリングの詳細については、別途通知する。

(4) 審査基準

審査委員会において、各提案者の企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング等の内容について、総合的に評価するものとし、審査する際の評価項目、評価事項は別添「平成29年度女性が輝き活躍するコンパクトシティ創生事業審査基準」のとおりとする。

(5) 最優秀企画提案者の選定

審査委員全員の合計点（以下、「得点」という。）が最も高い提案者を最優秀企画提案者として選定する。

なお、得点が同点であった場合は、審査委員会で協議の上、委員長が決定する。

(6) 審査結果

ア 審査結果は、すべての提案者に書面により通知する。

イ 審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申立て等は受け付けないものとする。

ウ 最優秀企画提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、随意契約により契約を締結するものとする。

エ 手続の透明性、公平性を確保するため、見積り合わせによる決定後、速やかに選定事業者名、評価結果を公表する。

10 留意事項

(1) 提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 実施要領に違反した場合

ウ 企画提案書等に不備、錯誤等がある場合

(2) 本件に係る費用は、全て提案者の負担とする。

(3) 提出された書類等は、必要な範囲において複製を作成することがある。

(4) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては、必ずしも提案内容に沿うものではない。

- (5) 契約の締結にあつては、事務局が用意する契約書を使用する。
- (6) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、協議により決定するものとする。
- (7) プロポーザル実施のために作成された資料及び町より提供した資料は、企画提案書作成以外に使用しないこと。